

表 医療費自己負担割合

区分	自己負担割合
小学校就学前	2割
70歳未満	3割
70歳以上(後期高齢者を含む)	1割 (現役並み所得がある世帯は3割)

被用者保険を脱退したときや加入したときなど、国保に加入・脱退するときは、国民健康保険課か支所に必ず届け出てください。後期高齢者は該当者が75歳になったときには自動的に加入することになるので、届け出

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度 健康で安心して暮らすために



両制度は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、みんなが保険料を出し合い、助け合う制度です。今回は、両制度の財政状況などについてお知らせします。

国民皆保険

国民健康保険法などにより、全ての人が国民健康保険制度(以下『国保』)か後期高齢者医療制度(以下『後期高齢』)またはその他の健康保険制度(以下『被用者保険』)のいずれかに加入することが義務付けられています。

の必要はありません。

保険証は、1人に1枚交付します。保険証の更新は、8月1日です。ただし70歳以上75歳未満の人の保険証の有効期限は、3月31日のため、3月15日に新しい保険証を簡易書留で発送します。病院など医療機関窓口での医療費自己負担割合は、左表のとおりです。

図1 保険給付費(歳出)と保険料(歳入)の推移

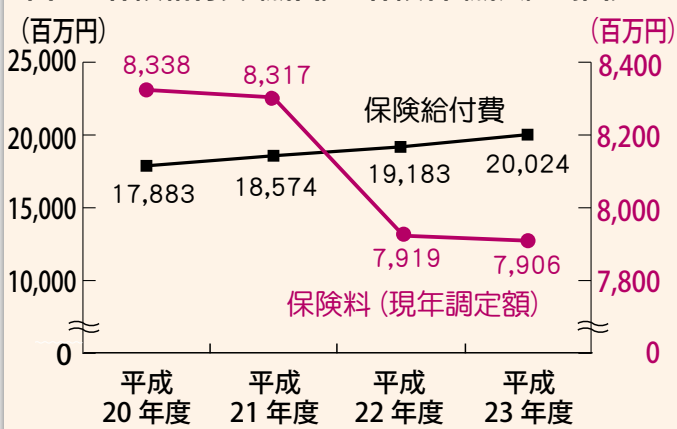
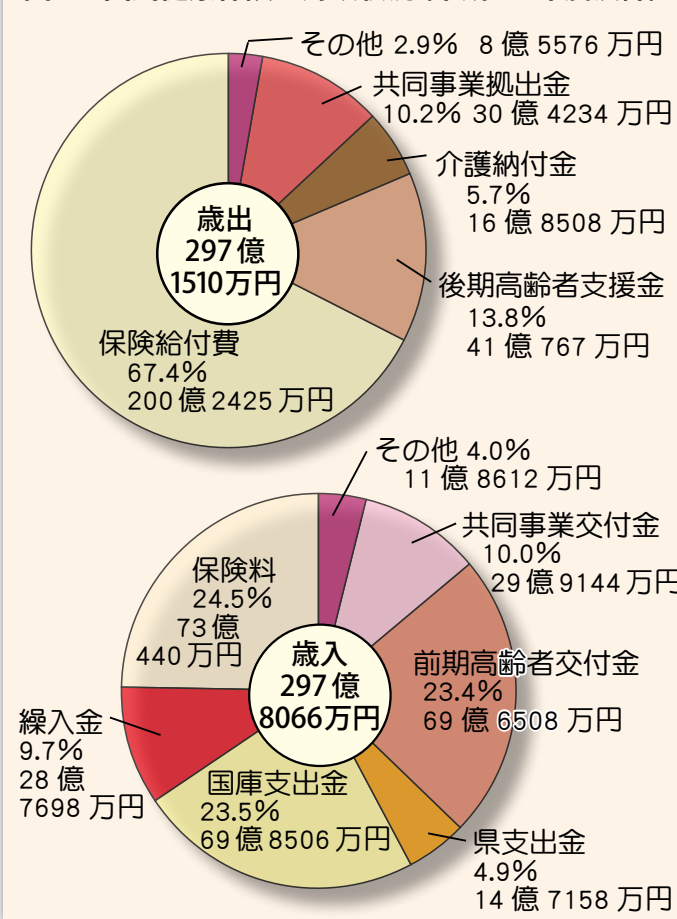


図2 国民健康保険の財政状況(平成23年度決算)



厳しい国保の財政状況

国保は特別会計として、一般会計から独立して運営しています。医療費や高額療養費などの給付を行うため、保険料と国・県からの支出金や一般会計からの繰入金などを財源として運営しています。医療の高度化、加入者の高齢化などにより、保険給付などの歳出は年々増大しています(左図1のとおり)。また保険料は、景気の低迷などにより年々減少し、一般会計から赤字の補填を行うなど、国保の財政状況は厳しい状況

です(左図2のとおり)。

制度を支える保険料

後期高齢者は、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり、財政を運営しています。財源は、国・県・市の負担金(約5割)と現役世代からの支援金(約4割)、加入者が納める保険料(約1割)です。保険料率(均等割額・所得割率)は、2年ごとに見直されます。

口座振替の利用を

国保と後期高齢の保険料の納付方法を口座振替にすると、納付のたびに金融機関などに行く必要がなく大変便利です。申込方法など詳しくは問い合わせください。国保は、年金天引きの人を除き、原則として口座振替で納付してください。

保険料の軽減

国保と後期高齢では、世帯の所得が一定額以下るとき、保険料が軽減されます。収入がない人や非課税所得

の人も市・県民税の申告をしてください。申告がないと適用されません。

保険料などの減免

災害や事業の休廃止、失業などにより、生活が著しく困窮した場合などに、保険料や一部負担金(自己負担金)が減免される場合があります。減免を受けるためには申請が必要ですので、国民健康保険課に相談してください。

自己負担金の削減

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用は、皆さんが窓口で支払う自己負担金の節約と医療保険財政の改善につながります。医師や薬剤師に相談の上、ぜひ利用してください。

また特定健康診査やがん検診などを受診し、日頃から健康増進に努めましょう。

65歳以上の市民が対象!

施設利用や購入費用を助成

問合せ先 Web 国民健康保険課 ☎ 9886

はり・きゅう・マッサージなどの施設の利用を助成

平成25年度分の利用助成券を、4月から下表のとおり交付します。国民健康保険課か支所に申請してください。

対象・交付枚数など

対象	市内在住の65歳以上の人
利用できる施設	市が指定する施設(詳しくは問い合わせてください。)
交付枚数	年間12枚(1日1枚のみ利用可)
助成金額	1枚800円
申請に必要なもの	年齢を証明できるもの(免許証や保険証など)と印鑑

老人性白内障補助眼鏡などの費用を助成

老人性白内障の手術を受けた市内在住の65歳以上の人、医師の判断により眼鏡やコンタクトレンズを作ったとき、下表のとおり費用の一部を助成します(所得制限あり、1人1回)。手術後1年以内に、国民健康保険課に申請してください。必要書類など詳しくは問い合わせください。

助成額(上限額)

補助眼鏡	21,000円
特殊眼鏡	42,000円
コンタクトレンズ	21,000円



※眼鏡は1対、コンタクトレンズは1枚当たり

問合せ先 国民健康保険課 ☎ 9804